

# 第 22 期愛知海区漁業調整委員会

## 第 13 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 12 月 21 日  
海区漁業調整委員会委員室



日 時	令和4年12月21日(水)午後1時30分から午後1時50分まで			
場 所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)			
議 題	第1号議案	簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)		
	第2号議案	まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)		
	第3号議案	はえ縄漁業に関する委員会指示について(指示)		
	報告事項	太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について		
出席委員	山下三千男	黒田 勝春	稲垣 芳樹	鈴木 惣和
	山本 昌弘	中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄
	鈴木 輝明	小林 清和	吉田 和広	長谷川桂子
欠席委員	山下 金次	榊原 満男	岩田 靖宏	
事務局職員			書記長	鈴木 照夫
			主 査	黒田 拓男
			非常勤職員	井上 容子
農業水産局	水 産 振 興 監			岡田 元
	水 産 課		課 長	岡本 俊治
	〃		課長補佐	原田 誠
	〃		課長補佐	堀木 清貴
	〃		主 査	市來 亮祐

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、報告事項の以上6種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第13回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>第13回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案3件、報告事項1件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>委員の皆様方には、年末の大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今年も残りわずかとなってまいりました。</p> <p>このところの寒波の襲来で、一気に冷え込んでまいりまして、日本海側では大雪に見舞われ、新潟県などでは交通の影響がかなり出</p>

ている模様であります。また、コロナの関係ですが、昨日は愛知県の新規感染者が1万5千人ほどであったということで、知事からも年末にかけての拡大防止を呼びかけているところです。委員の皆様も健康管理には十分注意いただきますようお願いいたします。

さて、今週末3回目のノリ共販が予定されますのり養殖ですが、ここまでは、主に悪天候の影響で数量が伸び悩んでおりますが、初回共販で、本県の過去最高値 111 円/枚を記録されたと聞いております。

今後、生産枚数が伸び、良質な製品が生産されることを祈念しております。

また、ふぐ延縄漁では、サバフグに苦戦した昨年と比べ、漁獲量は例年並みに回復し、12月初めには単価も9,000円/kgとまずまずの状況であります。

こちらも天候の影響で出漁機会に恵まれていないとのことですが、資源の有効活用と販売戦略でもうけにつなげていただくことを期待しております。

本日の議題は、議案3件と報告事項が1件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（鈴木）

ありがとうございました。

本日は定員15名のうち、12名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。

会長（山下）

私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、吉武委員、鈴木輝明委員をお願いいたします。

水産課（市来）

ただ今より審議に入ります。

第1号議案の「簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

「簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。

県漁業調整規則に基づき、漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。

今回お諮りする内容は、許可の有効期間の満了を3月末を迎える、簡易潜水器漁業の許可の一斉更新にあたり、許可の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めようとするものであります。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

#### 「諮問文朗読」

2ページの別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を示しています。

許可の一斉更新であるため制限措置に変更はございませんが、改めて御説明いたします。真ん中の欄、制限措置の内容を御覧ください。

(1) 漁業種類は、簡易潜水器漁業でございます。

(2) 許可又は起業を認可すべき船舶等の数は、操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則に定められた範囲内としております。なお、現在、簡易潜水器漁業が行使規則に定められた漁業権及び行使者数は16件405名、また、入漁規則においては7件311名となっております。

	<p>(3) 船舶総トン数は、制限は定めず許可証に記載された総トン数としております。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数は、制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数としております。</p> <p>(5) 操業区域は、第1種共同漁業権漁場区域であって、当該漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた範囲内としております。</p> <p>(6) 漁業時期は、操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則に定められた範囲内としております。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格は、次のいずれにも該当する者としております。</p> <p>ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。</p> <p>イ 操業区域とする漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた潜水器を使用して操業する資格を有する者かつ当該漁業権者又は入漁権者の承諾を予め受けた者。</p> <p>表の右の列、申請すべき期間は、現在の許可の有効期間満了が3月末であることから、令和5年1月6日（金）午前8時45分から令和5年2月6日（月）午後5時30分までとしております。</p> <p>なお、参考として3ページ、4ページには、申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を示しております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p> <p>会長（山下） ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p>委員（多数） (異 議 な し)</p>
--	---

会長（山下）	<p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>
水産課（原田）	<p>次に第2号議案の「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。</p> <p>それでは「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」説明させていただきます。</p> <p>漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するにあたっては、同条第2項で海区漁業調整委員会に意見を聞くこととなっております。</p> <p>今回は、まいわし太平洋系群及びまあじに関して諮問させていただくものです。</p> <p>最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>2ページの別紙を御覧ください。</p> <p>具体的な諮問内容となっております。令和5管理年度である令和5年1月1日から12月31日までの知事管理漁獲可能量を表に示して</p>



おり、1のまいわし太平洋系群で知事管理区分を県内1つの漁業とし「愛知県まいわし太平洋系群漁業」の漁獲可能量を「現行水準」、2のまあじで知事管理区分を県内1つの漁業として「愛知県まあじ漁業」の漁獲可能量を「現行水準」として設定しています。この「現行水準」は、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより、現行以上に漁獲量を増加させない管理を行うものとなります。

3ページを御覧下さい。こちらは国から都道府県へ示された配分量です。まあじについて、漁獲量は本県の全国シェアが小さいことや漁獲努力量による管理でこれまで支障なく資源管理ができていることから令和4管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されております。

4ページを御覧ください。まいわし太平洋系群について、まあじ同様、漁獲量は本県の全国シェアが小さいことや漁獲努力量による管理でこれまで支障なく資源管理ができていることから、令和4管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されております。

なお、5ページは参考として漁業法条文の抜粋を載せております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。

また、水産庁の承認後は、県公報での告示となりますが、その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）	（異議なし）
会長（山下）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>
事務局（黒田）	<p>次に、第3号議案の「はえ縄漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>第3号議案「はえ縄漁業に関する委員会指示」を御説明いたします。</p> <p>資料3ページ及び4ページを御覧ください。</p> <p>こちらが現在発動中の委員会指示でございます。</p> <p>はえ縄漁業に関する指示につきましては、資源保護と漁業秩序の維持のため、漁具の制限、操業禁止期間の設定、採捕重量の制限を設けるよう、平成3年に初めて指示を発動いたしました。</p> <p>その後、ふぐ延縄を底延縄に限定、禁止漁具の所持を禁止するなど、必要の都度、指示内容を強化してまいりまして、現在、平成27年から同じ内容の指示を発動しているところです。</p> <p>今回、この委員会指示は令和5年1月31日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して、資源保護と漁業秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページを御覧ください。今回、御審議いただきます指示案</p>

	<p>を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和5年2月1日から令和6年1月31日まで1年更新するものです。</p> <p>それでは指示案を朗読させていただきます。</p> <p>「指 示 案 朗 読」</p> <p>本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は令和5年1月27日を予定しております。</p> <p>なお、委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異 議 な し）</p>
会長（山下）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	<p>（賛 成 者 挙 手）</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「はえ縄漁業に関する委員会指示について」は、</p>

原案どおり適当と認めることとします。

次に、報告事項の「太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」水産課から説明をお願いします。

水産課（原田）

水産課の原田です。

「太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」御報告いたします。

それではお手持ちの資料の1ページを御覧ください。

11月28日に太平洋広域漁業調整委員会第31回太平洋<sup>みなみ</sup>南部会及び第38回太平洋広域漁業調整委員会が開催され、本県から鈴木輝明委員が出席されましたが、水産課も参加しておりますので、私から御報告させていただきます。なお、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議での開催となりました。

まず、第31回太平洋<sup>みなみ</sup>南部会の結果でございます。3の主な内容を御覧ください。本県に関係する項目として、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種の資源評価結果と資源管理について報告がありました。

国の研究機関である水産研究教育機構から「令和4年度の資源評価結果」として、マアナゴは資源水準が低位、資源動向が減少、シヤコは資源水準が低位、資源動向が減少、トラフグについては12月に資源評価結果が公表される旨の報告がありました。

また、水産庁より、愛知県及び三重県において、種苗放流の実施、小型魚の保護、漁獲努力量制限等、広域資源管理に取り組んでいることが報告されました。

つづきまして、2の<sup>みなみ</sup>南部会後に開催された第38回太平洋広域漁業調整委員会の結果について御報告いたします。

3の主な内容を御覧ください。本県に関係する事項としまして、1つ目に太平洋クロマグロの資源管理状況について水産庁から報告がありました。

	<p>ポチの1つ目を御覧ください。沿岸くろまぐろ漁業は、広域漁業調整委員会指示による承認制で、2年ごとに更新が行われています。</p> <p>ポチの2つ目を御覧ください。令和5年4月1日から2年間の承認期間となる今回の更新では過去2年間の漁獲実績がある漁業者が承認対象となるということでした。なお、本県では現在承認を受けている漁業者はおられません。</p> <p>2つ目のTAC魚種の拡大に向けた検討状況について、水産庁より報告がありました。</p> <p>この議題の中で本県に関係する魚種について直接の説明がございませんでしたが、会議資料によるとポチの1つ目、カタクチイワシ太平洋系群では、関係する漁業者などが参加する資源管理方針に関する検討会の第2回が今後開催予定となっています。なお、1回目は本年3月に開催済みとなっています。</p> <p>続きましてポチの2つ目、トラフグ伊勢・三河湾系群では、資源評価結果が12月に公表され、その後、資源管理手法検討部会で検討が開始されます。</p> <p>2ページを御覧ください。参考として、会議資料の一部を添付しております。</p> <p>以上で簡単ですが、報告を終わります。</p> <p>会長（山下） ありがとうございます。</p> <p>鈴木委員、この報告について補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>委員（鈴木輝明） 特にありません。</p> <p>会長（山下） ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
--	---

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第 13 回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員